別記様式第二号から別記様式第二十三号までを次のように改める。

陸稲及びかんしょ	全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、五年ごとに全国の区域とする。
牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー	全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業のうち飼料作物に係るものを実施する都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、五年ごとに全国の区域とする。
茶	全国栽培面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県及び茶に係る畑作物共済事業を実施する都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、五年ごとに全国の区域とする。
みかん、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツ	全国栽培面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県及び当該作物ごとに果樹共済事業を実施する都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、五年ごとに全国の区域とする。
（略）	（略）
キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（サラダ菜を除く。）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも及びれんこん	全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県（当該作物ごとに畑作物共済事業を実施する都道府県及び当該作物ごとに特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県（野菜生産出荷安定法第二条の規定に基づく指定野菜にあっては、同法第四条第一項の指定を受けた野菜指定産地を含む都道府県を含む。）の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、五年ごとに全国の区域とする。
（略）	（略）
花き 花き全体の生産額に占める生産額のシェアが一パーセント以上の種類について、統計部長が定める。	調査対象品目ごとに全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、五年ごとに全国の区域とする。

陸稲及びかんしょ	全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、六年ごとに全国の区域とする。
牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー	全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業のうち飼料作物に係るものを実施する都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、六年ごとに全国の区域とする。
茶	全国栽培面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県及び茶に係る畑作物共済事業を実施する都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、六年ごとに全国の区域とする。
みかん、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツ	全国栽培面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県及び当該作物ごとに果樹共済事業を実施する都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、六年ごとに全国の区域とする。
（略）	（略）
キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも及びれんこん	全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県（当該作物ごとに畑作物共済事業を実施する都道府県及び当該作物ごとに特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県（野菜生産出荷安定法第二条の規定に基づく指定野菜にあっては、同法第四条第一項の指定を受けた野菜指定産地を含む都道府県を含む。）の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、六年ごとに全国の区域とする。
（略）	（略）
花き 花き全体の生産額に占める生産額のシェアが一パーセント以上の種類について、統計部長が定める。	調査対象品目ごとに全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、六年ごとに全国の区域とする。